

平成二十八年二月十二日受領  
答弁第一一〇号

内閣衆質一九〇第一一〇号

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する再質問に対する

答弁書

一について

先の答弁書（平成二十八年二月二日内閣衆質一九〇第八一号）一及び二についてでお答えしたとおり、平成二十八年一月二十一日に防衛大臣が行った訓戒及び注意は、行為の態様、影響等を含め諸般の事情を総合的に考慮して行ったものであり、適切なものであると考えている。